

# 安曇野市随意契約ガイドライン

平成 19 年 5 月 31 日 制定

平成 26 年 4 月 1 日 改定

平成 26 年 10 月 15 日 改定

平成 27 年 4 月 1 日 改定

平成 28 年 4 月 1 日 改定

令和 2 年 4 月 1 日 改定

令和 6 年 12 月 1 日 改定

令和 7 年 7 月 1 日 改定

総務部 契約検査課

## はじめに

随意契約は、地方公共団体において一般競争入札を原則とする契約方式の例外方式である。

随意契約には、単数の者より見積書を徴する「特命随意契約」と複数の者より見積書を徴する「競争見積方式による随意契約」があり、それらのいずれかが適用されるかについては、法令及びその事業内容を適正に判断しなければならない。

本ガイドラインは、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 2 第 1 項に定める随意契約の適正かつ円滑な運用を確保するため、**随意契約における標準的な解釈・指針を示すものとして定めるものである。**

各所管課等においては、本ガイドラインに基づき随意契約を採用することとした場合は、根拠条文（施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号から第 9 号。以下「第 1 号、第 2 号、第 9 号」という。）、採用した理由、相手方として選定した理由を明確に整理、記録しておくものとする。

### 1 第 1 号の規定による場合

売買、賃借、請負その他でその予定価格が財務規則に定める金額を超えないもの

この号は、少額の契約についてまで競争入札を行うことは、事務量が増大し、能率的な行政運営を阻害することから、契約の種類に応じた一定金額以内のものについては随意契約（競争見積方式）によることができるものとするものである。

ただし、本号に該当させるため、一括に発注すべき案件を合理的な理由なく分割して発注する等といった行為は厳に慎まなければならない。

加えて、安曇野市財務規則第 119 条の 3 では、「予算執行者は、随意契約に付するときは、2 人以上の者から見積書を徴さなければならない。」と規定されているが、地方自治法（以下「自治法」という。）第 2 条第 14 項による「最小の経費で最大の効果を挙げる」ために参考見積をより多く徴することが望ましいことから、競合できる事業の場合は最低 3 者以上の見積書を徴することとする。

また、この号と第 2 号以下と適用要件が重複した場合は、第 2 号以下の要件を考慮することなく、この号を適用することとする。

なお、地元業者等の受注機会の拡大や中小企業等の受注機会の確保のため、見積書の徴取は、原則、市内の地元業者等を優先的に選定し、かつ 1 号随意契約の場合も特段の事情がない限り、入札参加資格者名簿に登録された事業者を選定することとする。

(1) 安曇野市財務規則（平成 17 年規則第 39 号）第 119 条に定める金額の範囲内の契約をするとき。

ア 工事又は製造の請負

予定価格が 1 件当たり 200 万円未満の契約

- ・土木・建築工事のほか、建物等の修繕、印刷製本の請負契約がこれにあたる。

イ 財産の買入れ

予定価格が 1 件当たり 150 万円未満の契約

- ・地上権、特許権といった権利等無体財産を含む（自治法第 238 条）、土地、建物から消耗品、物品の購入等の一切の財産をいう。

ウ 物件の借入れ

予定価格が 1 件当たり 80 万円未満の契約

- ・金額は、年額又は総額による。

エ 財産の売払い

予定価格が 1 件当たり 50 万円未満の契約

- ・地上権、特許権等の無体財産を含む。

オ 物件の貸付け

予定価格が 1 件当たり 30 万円未満の契約

- ・金額は、年額又は総額による。

カ 前各号に掲げるもの以外のもの

予定価格が 1 件当たり 100 万円未満の契約

- ・物品修理、委託業務、役務の提供等をいう。

注1) 単価契約については、総数量を定めているもの又は予算で予定額が積算されるものについては、その予定総支出額による。

◎ 見積書の取扱い

- ① 1件の予定価格が5万円（修繕にあつては、10万円）未満の契約をするときは、1者からの見積りのみで処理できるものとする。
- ② 2者以上から見積書を徴することが適当でないと判断するとき（第1号該当ではあるが、その内容がこれから説明する第2号、第3号、第4号及び第6号のいずれかに該当する場合）は、1者からの見積書のみで処理できるが、その判断は客観的な判断基準に基づいたものでなければならぬため、必ず財務規則第119条の3各号のいずれかに該当するか十分確認をした上で、見積書を徴さなければならない。

## 2 第2号の規定による場合

不動産の買入れ又は借入、及び物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるための必要な物品の売払いその他の契約でその性質が競争に適さないとき

この号においては、「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」であるかどうかによって適否が決定されることとなる（特命随意契約）。

したがって、当該契約の相手方以外の第三者に履行させることが事業の性質上不可能で他に存在しないといえるかどうか、又は品質や機能等において同一の物品は存在しないといえるかといった唯一性の確認を行った上で判断する必要がある。

そのため、単に「業務内容を熟知しており信頼性が高い」「業務に精通している」といった理由をもって当該契約の相手方を限定していないか慎重に判断しなければならない。

(1) 特定の者と契約しなければ、契約の目的を達成することができない契約をするとき。

ア 特定の者だけしか持っていない物品を購入するとき。

イ 不代替物であり又は用途が一定しており、それ以外の目的に使用することができないなど、特別な目的があるため購入先が特定されるとき。

ウ 特定の技術者でなければ製造できない物品を購入し又は製造注文するとき。

エ 試験のため物品を購入し又は製造注文するとき。

オ 特殊工法等の新開発工法を用いる必要がある工事を施工するとき。

カ 文化財その他極めて特殊な建築物であるため施工者が特定される工事を施工するとき。

キ 実験、研究等の目的に供する極めて特殊な設備等であるため、施工可能な者が特定される設備、機器等の工事を施工するとき。

ク 法令等の規定に基づき施工者が特定される工事を施工するとき。

ケ 本工事の施工に先立ち行われる試験的な施工の結果、当該試験施工者に本工事を施工させなければならないとき。

コ 新聞、雑誌等への公告の掲載又はラジオ、テレビ等への放送を委託するとき。

サ 契約の目的を達成するため著作権、特許権又は意匠権等を行行使する行為に係る契約をするとき。

シ 契約の相手方等と締結した他の協定等において、合理的な理由により、あらかじめ契約の相手方が決定しているとき。

(2) 履行上の経験、知識を特に必要とする場合又は現場の状況等に精通した者と契約しなければ契約の目的が達成できないとき。

なお、下記は範例であって、これから契約をしようとする事業の性質上第三者に履行させたほうが有益と認めるときは、この号による随意契約はできない。

ア 特殊な技術、経験及び知識を必要とする研究調書の作成を委託するとき。

イ 既設の設備等と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に責任体制が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある設備、機器等の工事を施工するとき。

ウ 既に契約した業務と一連となって目的を達成するような密接不可分の関係にあり、既に契約した業務の受託者以外の者に履行させた場合、責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある業務をするとき。

エ 特殊な技術、手法を用いる必要がある埋蔵文化財の調査、発掘、移転等の工事を施工するとき。

オ 訴訟、調停、登記、鑑定、医療、法令等の事務を委託するときや現に価格競争が成立していないとき。

カ 補償・補填工事を、補償調査を行った業者に施工させるとき。

キ 酸素欠乏危険作業等を作業に精通した業者に施行させるとき。

ク リース期間満了後に業務上の必要があるため、相当と認められる期間に限って再リースを行う必要があるとき。

- (3) 法令により価格の定められているものを購入するとき。
- (4) 国及び地方公共団体又は市の出資する法人と契約をするとき。
- (5) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 99 条（第 1 号から 8 号まで並びに 12 号、22 号を除く。この場合において、第 11 号、第 13 号及び第 25 号中「国」とあるのは「市」と読み替える。）に該当するとき。
- (6) プロポーザルにより特定した業者と契約するとき。
- (7) 契約の目的を達成するためには、能力その他の複数の条件を満たすことが必要であって、一つ一つの条件については、それを満たすものが複数存在するが、全ての条件を満たすものが 1 者に特定されるとき。

◎ 見積書の取扱い

財務規則第 119 条の 3 第 1 項第 1 号（その性質又は目的が競争入札に適しない場合）の規定に基づき、1 者からの見積りのみで処理することができる。

ただし、予定価格を設定するにあたり、その事業費が比較検討できるものについては、他の者からも参考見積りを徴し、契約相手方となる者より徴した見積書の妥当性を確認しなければならない。

### 3 第 3 号の規定による場合

特定の施設等から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約をするとき。特定の施設等から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約をするとき。

- (1) 次に掲げる福祉関係施設において製作された物品を買い入れる契約をするとき。
  - ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設
  - イ 同条第 25 項に規定する地域活動支援センター
  - ウ 同条第 1 項に規定する障害福祉サービス事業（同条第 7 項に規定する生活介護、同条第 13 項に規定する就労移行支援又は同条第 14 項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）
  - エ 小規模作業所（障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 2 条第 1 号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第 18 条第 3 項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。）

- (2) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第41条第1項に規定するシルバー人材センター連合又は同条第2項に規定するシルバー人材センターから役務の提供を受ける契約をするとき。
- (3) 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する母子福祉団体等が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び同条第3項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子福祉団体等から受ける契約をするとき。

#### 4 第4号の規定による場合

新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、当該認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により買入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により新役務の提供を受ける契約をするとき。

注1) 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者を認定するときは、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を実施しようとする者（新商品の生産により新たな事業分野の開拓を実施する法人を設立しようとする者を含む。）、又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を実施しようとする者に、その新たな事業分野の開拓の実施に関する次に掲げる事項を記載した計画を提出させるものとする。

また、新役務の提供により新たな事業分野の開拓を実施しようとする者から提出された実施計画の確認をしようとするときは、あらかじめ、当該実施計画の内容について、2人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

- ① 新商品の生産又は役務の提供の目的
- ② 新商品又は新事業の内容
- ③ 新商品の生産又は新事業の実施時期
- ④ 新商品の生産の実施方法並びに実施に必要な資金の額及びその調達方法

注2) 注1の計画は、次に掲げる事項に適合するものであることを審査した上で、

認定するものとする。

- ① 新たな事業分野の開拓に係る新商品が、既に企業化されている商品とは通常取引において若しくは社会通念上別個の範疇に属するもの又は既に企業化されている商品と同一の範疇に属するものであつても既存の商品とは著しく異なる使用価値を有し、実質的に別個の範疇に属するものであると認められること。
- ② 新たな事業分野の開拓に係る新商品が、事業活動に係る技術の高度化若しくは経営の能率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与するものと認められること。
- ③ 新商品の生産の実施方法並びに実施に必要な資金の額及びその調達方法が新商品の生産による新たな事業分野の開拓を確実に実施するために適切なものであること。

第3号及び第4号による随意契約をするときは、安曇野市財務規則第119条の2に規定する手続きにより行うことができる。

1. あらかじめ契約の発注見通しを公表する。
2. 契約を締結する前において、契約内容、契約の相手方の決定方法や選定基準、申請方法等を公表する。
3. 契約を締結した後において、契約の相手方となった者の名称、契約の相手方とした理由等の契約の締結情報について公表する。

## 5 第5号の規定による場合

緊急の必要により競争入札に付することができないとき

この号は、災害等で緊急の必要があり、競争入札による手続きをとることが、目的時期を失い、市及び市民生活等に不利益が生じる場合に適用が可能である。

したがって、不可抗力によって生じた事象を対象とするものであって、過失により生じたものは対象とはならないため、この号による**随意契約の適用の可否**については**事前に契約検査課へ相談することとする。**

- (1) 災害の応急工事及び未然防止工事を施工するとき

⇒ 発生直後から一定の間に対応が必要となる応急復旧事業や緊急度が極めて高い本復旧事業を対象とし、これ以外の当面の復旧工事は競争入札によるも

のとする。

- (2) 災害時の緊急物資の購入や運搬車両の借入れをするとき
- (3) 電気、機械設備等の故障に係る緊急復旧工事等を行うとき
- (4) O A システム・インターネット等を通じた各種申請システム等の市民サービスを提供している場合で、緊急に復旧しなくては市民生活に多大な利便性低下等の影響を与えるとき
- (5) 感染症発症時により、緊急に実施する必要がある蔓延防止のための薬品や衛生材料等の買入れをするとき

◎ 見積書の取扱い

財務規則第 119 条の 3 第 1 項第 6 号により、見積書の徴取は 1 者からで処理することができる。

## 6 第 6 号の規定による場合

### 競争入札に付すことが不利と認められるとき

この号において「不利」の解釈は、価格面においてのことを指すが、これ以外にもその業務の品質、期間、安全性等も考慮して決定することが要求されるため、いずれの場合も不利とした具体的な理由を明らかにし、明示することが求められる。

- (1) 現に契約履行中の施工業者に履行させたほうが、工期又は履行期間の短縮、経費の節減が確保できる等、有利と認められるとき。

ア 当初予期し得なかった事情の変化等により必要となった追加工事を施工又は追加業務を委託するとき。

イ 本体工事、あるいは本体業務と密接に関連する付帯的な工事又は業務を行うとき。

ウ 前工事に引き続き施工される工事で、前工事の施工者に施工させた場合は、工期の短縮、経費の節減、工事の安全・円滑かつ適切な施工が確保できる工事を施工するとき。

エ 前工事と後工事とが、一体の構造物（一体の構造物として、完成して初めて機能を発揮できるものに限る。）の構築等を目的とし、かつ、前工事と後工事の施工者が異なる場合は、責任の範囲が不明確となる等密接不可分な関係にあるため、一貫した施工が技術的に必要とされる工事を施工するとき。

- (2) 他の発注者（例えば国、県）が発注し、現に施工中の工事と交錯する箇所の

工事で、この工事を現に施工中の工事業者に行わせた場合には、工期の短縮、経費の節減、工事の安全・円滑かつ適切な施工が確保できるとき。

ア 鉄道工事と立体交差する道路工事等の交錯する箇所での工事を施工するとき。

イ 土地区画整理組合が施工する工事と交錯する箇所での工事を施工するとき。

ウ 国、県が発注、施工している工事との一部重複又は交錯する工事を施工するとき。

◎ 見積書の取扱い

財務規則第 119 条の 3 第 1 項第 4 号により、1 者からの見積りで処理できる。

ただし、経費の積算において契約相手方となる業者の見積りを基に予定価格を設定する場合は、その見積書の妥当性を比較検討するため 2 者以上の者から見積書を徴するものとする。

## 7 第 7 号の規定による場合

時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき

この号において「著しく有利な価格」とは、一般的に品質、性能等が他の物件と比較して問題がなく、かつ予定価格（時価を基準としたもの）から勘案しても競争入札に付した場合より、誰がみてもはるかに有利な価格である。

- (1) 特定の事業者が、作業に必要な資材等多量に所有するため、他の者に比べ著しく低価で契約できるとき。
- (2) 特定の事業者が開発し又は導入した資機材、作業設備、新工法等を利用する方が著しく有利な価格で契約できるとき。

◎ 見積書の取扱い

時価に比して著しく有利であるか否か比較検討する必要から、3 者以上の者から見積書を徴すものとする。加えて、その見積の内訳金額について事業者より意見聴取等を行い、適正な見積金額であることを確認するものとする。

## 8 第 8 号の規定による場合

競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき

注 1) 「入札者がいないとき」とは、公告なり指名通知を行ったが通常の状態にお

いてそれに応ずる参加者がなかった場合、又は再度の入札に付したがそれに応ずる参加者がなかった場合。

注 2) 「再度の入札に付し落札者がいないとき」とは、1 回目の入札で予定価格の制限の範囲内での入札がなく、2 回目の入札を行っても落札者がいない場合をいう。

#### 「入札者がいないとき」

時間に余裕があれば、他の業者の指名等を行って再度公告入札により競争入札をさせるべきであり、余裕がない場合は随意契約を行うことになる。この随意契約の相手方は、原則として入札参加の意思がなかった者以外のものとし、その見積りについては、財務規則第 119 条の 3 第 1 項第 1 号の規定に基づき、1 者とすることができる。

#### 「再度の入札に付し落札者がいないとき」

最低の入札価格を入れた者に見積書の提出を求める。この場合において、最低の札を入れた者に見積価格が予定価格に達しないときは、次順位の札を入れた者に見積書の提出を求める。この場合、履行期限は変更できるが、予定価格その他の条件を変更することはできない。

見積りの結果、競争入札参加者全員が予定価格に達しなかった場合は、指名業者の変更又は設計内容を変更のうえ、再度、競争入札を行うこととなる。

## 9 第 9 号の規定による場合

入札の結果、落札者があつたにもかかわらず、その落札者が契約を締結しないとき

#### ◎ 見積書の取扱い

落札となった札を入れた次順位の者に見積書の提出を求める。この場合においてこの見積書が、落札価格に達しない場合は、次の次順位の札を入れた者に見積書の提出を求める。この場合、変更することができるのは履行期限のみであり、他の条件の変更は許されず、契約額は落札価格を上限とする。

入札参加者全員が落札価格に達しなかった場合は、指名業者を変更する又は設計内容を変更のうえ、再度競争入札を行うこととなる。

以上のことから、この号において随意契約が成立する場合には、その見積りについては、財務規則第 119 条の 3 第 1 項第 1 号の規定に基づき、1 者とすることができる。

## 10 その他

不調・不落となった案件は、担当課において設計・金額等見直しを行い、新案件として執行伺又は物品購入伺を作成し、新たに入札を行うこととなる。

## 11 伺書の「入札・契約方法等」への記載事項

記載（略）

## 12 随意契約理由書の理由への記載例

記載（略）

## 13 随意契約の相手方の資格等

当市の競争入札に参加しようとするためには、施行令第167条の4等による参加者の資格審査を行う必要があるため、あらかじめその要件を定め、事業者等より受付をした書類等を審査し、最終的に入札参加資格者名簿に登録されていることが前提となる。

そのため、随意契約の場合であっても、特段の事情がない限り入札参加資格者名簿に登録をされた事業者から選定することとし、やむを得ず未登録の事業者を相手方（参考見積徴取も含む）とする場合には、その事業者が十分に契約能力等を有しているかどうか、聞き取り等により事業者の状況を慎重に調査し判断しなければならない。

また、聞き取り等による資格調査の上でも、判断ができない場合は必要に応じ、他の自治体等で同様の事業を実施したことのわかる書類の写しのほか、以下の書類を徴することも検討することとする。

- (1) 個人事業者 身分証明書（市町村の発行するもの）
- (2) 法人事業者 登録事項証明書（ただし、権利能力のない社団などは財務諸表、団体の規約（当該団体の管理運営等を定めたもの）、名簿、代表者選任にかかる議事録 等）

◆ 随意契約選定方法のフロー図（略）

◆ 随意契約チェックシート（略）